

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、障がい者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

令和5年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、児童福祉法に基づく関係事務、国民健康保険団体連合会に委託する障害者事務共同処理業務に関する事務。</p> <p>特定個人情報は以下の事務に使用する。</p> <p>①身体障害者手帳交付に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ③療育手帳交付に関する事務 ④自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥自立支援補装具の給付費に関する事務 ⑦地域生活支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	障害福祉システム、宛名システム(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、伝送通信ソフト(国民健康保険団体連合会が、障害者総合支援給付支払等システムにおいて使用するデータについて、電子メール方式で那賀町と国民健康保険団体連合会で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、那賀町と国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格管理ファイル、(2)支払ファイル、(3)所得ファイル、(4)伝送通信ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の8, 11, 12, 34, 47, 84の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第8条、第12条、第25条、第38条、第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8, 11, 15, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第7条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の9, 10, 11, 12, 16, 20, 53, 67, 68, 85, 108, 109, 110の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務を定める命令」第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那賀町保健医療福祉課
②所属長の役職名	保健医療福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那賀町保健医療福祉課 那賀郡那賀町延野字王子原31番地1 0884-62-1141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健医療福祉課長 池田繁人	保健医療福祉課長	事後	様式改正による記載事項変更
令和1年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用請求 請求先	那賀町ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121	事後	
令和1年6月28日	V リスク対策	—		事後	様式改正による記載事項の追加
令和5年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、児童福祉法に基づく関係事務、国民健康保険団体連合会に委託する障害者事務共同処理業務に関する事務。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、児童福祉法に基づく関係事務、国民健康保険団体連合会に委託する障害者事務共同処理業務に関する事務。 特定個人情報は以下の事務に使用する。 ①身体障害者手帳交付に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ③療育手帳交付に関する事務 ④自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥自立支援補装具の給付費に関する事務 ⑦地域生活支援事業に関する事務	事後	
令和5年8月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の15、16、26、56の2、57、87の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条、第19条、第31条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の9、10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務を定める命令」第8条、第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、15、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第7条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の9、10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務を定める命令」第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条	事後	